

第 1 1 号議案

亀岡市水道事業給水条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市水道事業給水条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀岡市水道事業給水条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条第 1 項の表を次のように改める。

区分	メーターの口径	加入金の額
口径加入金	ミリメートル 13	円 80,000
	20	140,000
	25	250,000
	40	770,000
	50	1,400,000
	75	3,300,000
	100	6,500,000
	150以上	管理者が規程で定める額
	増径の場合については、新口径と旧口径の加入金の額の差額とする。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（口径加入金及び給水面積加入金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の亀岡市水道事業給水条例第36条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みがあった給水装置の新設又は増径に係る口径加入金について適用し、施行日前に申込みがあった給水装置の新設又は増径に係る口径加入金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に給水装置工事の申込み又は配水施設等の設置の申請があった場合の給水面積加入金については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に亀岡市水道事業給水条例第6条第2項ただし書の規定による申請があった場合であって、同条例第36条第3項ただし書の規定により加入金の徴収の特例を適用している場合、施行日以後に申込みがあった給水装置の新設に係る口径加入金については、なお従前の例による。ただし、同条例第6条第3項の規定により市の所有となった配水施設等から新たに分岐して給水装置を設置するために申込みがあった給水装置の新設に係る口径加入金については、この条例による改正後の口径加入金の額を適用する。
- 5 施行日前に設置された口径13ミリメートルの給水装置（施行日前に申込みがあり、施行日以後に設置される口径13ミリメートルの給水装置を含む。）において、施行日以後に申込みがあった口径20ミリメートルの給水装置への増径に係る口径加入金については、なお従前の例による。

（経過措置の委任）

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

（準備行為）

- 7 この条例の施行のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

亀岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 加入金について、給水面積加入金を廃止し、口径加入金に一本化するとともに、口径加入金の額を改正すること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。